

資料 1

長野市公共施設適正化検討委員会条例

(設置)

第1条 本市の公共施設の適正化について必要な事項を調査及び審議するため、長野市公共施設適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、公共施設の適正化に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 民間諸団体の代表者

(3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、特定事項の調査のため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(書記)

第8条 委員会に、書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。